

諮問日：平成28年12月19日（平成28年度（情）諮問第16号）

答申日：平成29年2月24日（平成28年度（情）答申第21号）

件名：福岡地方裁判所における警備指示書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

直近の裁判員裁判に係る警備指示書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年11月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

警備指示書に記載されている傍聴人数その他警備上の問題点等は、事後的に裁判員裁判を制度として検証する際に、必須不可欠な情報である。

保存期間を1年以上とする必要がない短期保有文書について定めた平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）は、行政庁の処分行為の正当性判断を市民がすることを認めた情報公開法の趣旨にもとるものであり、違法である。

仮に管理通達自身は違法でないとしても、原判断は、通達に背くものである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

(1) 司法行政文書については、通達上、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要がない短期保有文書については、司法行政文書の整理を行う必要がなく（管理通達記第4の1）、また、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄する（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第12の1の(5)）ものとされている。

(2) 福岡地方裁判所においては、裁判長が法廷等の秩序維持に必要があると認める場合に警備指示書を作成しており、警備指示書は、当該事件について、法廷等の秩序維持のために必要な指示事項等を裁判所職員等に示すものであり、裁判所職員等は、法廷等において警備指示書に基づいて職務の執行を行うところ、当該事件の当該期日の終了時点でその目的を達する（事務処理上必要な期間が満了する）ことから、速やかに廃棄しているとのことである。

上記のとおり、警備指示書の作成の目的が法廷等の秩序の維持にあり、その目的は法廷等の秩序を乱すことなく当該公判期日を終えた時点で達せられ、警備指示書に記載されている情報を事後的に把握しておく必要はないから、福岡地方裁判所が、警備指示書について、保存期間を1年以上とする必要がない短期保有文書として、当該公判期日が終了した時点で事務処理上必要な期間が満了したとして速やかに廃棄する扱いをしていることは、管理通達等に適った取扱いであり相当である。

なお、苦情申出人の主張の中に短期保有文書について定めた通達自体の違法性を指摘する部分があるが、司法行政文書の内容に応じて通達において保存期間等を定めることに不合理な点はなく、保存期間を1年以上とする必要

のない短期保有文書について通達で定めていることも不合理ではないから、苦情申出人の指摘は失当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月23日 審議
- ④ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、警備指示書は、法廷等の秩序の維持の目的で作成され、かつ、具体的な事件について、法廷等の秩序維持のために必要な指示事項等を裁判長が裁判所職員等に示すものであるから、当該事件の当該期日の終了時点でその目的を達するとのことである。また、そのような警備指示書に記載された情報を事後的に把握しておく必要があるとする事情もうかがわれない。

そうすると、その時点において、警備指示書は事務処理上必要な期間が満了したものとして廃棄したとする福岡地方裁判所における取扱いは、合理的なものである。

この点について、苦情申出人は、警備指示書に記載されている傍聴人数その他警備上の問題点等は、事後的に裁判員裁判を制度として検証する際に必須不可欠な情報であるから、警備指示書をその保存期間を1年以上とする必要のないものとして扱うことは不当である旨主張するが、裁判員裁判の制度の検証に当たり、各個別の期日における警備指示に係る情報が必要であるとは考え難いから、上記主張は警備指示書の保有の必要性を基礎付けるものとはいえない。

したがって、福岡地方裁判所においては、本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

なお、苦情申出人は、短期保有文書について定めた管理通達が情報公開法の趣旨にもとるものであり、違法である旨主張する。しかし、裁判所が保有する司法行政文書の取扱いについて公文書等の管理に関する法律等の趣旨を参酌すべきであるとしても、司法行政文書について、その内容に応じた保存の期間等を定めることは不合理なものではなく、保存期間を1年以上とする必要のない文書の存在を前提とした管理通達が、上記法律等の趣旨に反するものとはいえないから、上記主張は失当である。

- 2 以上のとおりであるから、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした原判断については、福岡地方裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人